

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力等、全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の状況が、全国から数多く報告され、山形大学を中心に関連 8 学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成 28 年 4 月より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となり、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療の下に治療を受けることができるようになった。

しかしながら、脳脊髄液漏出症の患者の中には、保険適用（医科診療報酬点数表 J007-2 硬膜外自家血注入）の要件に掲げられている、起立性頭痛を有する患者に係るもの、という条件を伴わない患者もいるため、医療の現場において混乱が生じている。

また、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎から仙椎までのいずれの部位でも起こる事が報告されており、ブラッドパッチ療法を安全かつ確実にを行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要があるが、現状の診療上の評価には、X線透視下で治療を行うことが要件として含まれておらず、診療報酬の面から、安全性の高い治療ができない状況にある。

よって、国におかれては、脳脊髄液漏出症の患者が公平かつ安全にブラッドパッチ療法を受けられるようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 脳脊髄液漏出症の症状において、約 10% は起立性頭痛を伴わないとの研究結果もあり、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めること。
- 2 ブラッドパッチ療法について、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら安全に治療を行うことを可能とするよう、診療報酬を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第12号

インボイス制度の実施中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年10月10日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

インボイス制度の実施中止を求める意見書

令和5年10月から実施された、消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、自由な商取引から中小企業・小規模事業者が排除される可能性があることや事業者の事務負担が増大すること等が問題になっている。

これまで売上高1,000万円以下の個人事業主、農家、アニメーター、一人親方、シルバー人材センターで働く高齢者、フリーランス等は、免税事業者として消費税納税の義務はなかったが、適格請求書（以下「インボイス」という。）を発行するためには、課税事業者になる必要があることから、制度の導入により新たに消費税納税の義務が発生する。

また、消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるが、インボイス登録のない免税事業者との取引については、仕入税額控除を受けられないため、免税事業者が課税事業者になることを選択しなかった場合、取引を敬遠される可能性がある。

令和5年6月の国会では、制度導入によって年間売上げ300万円のフリーランスの場合、消費税負担が年13.6万円も増えることを財務省も認めており、これだけ多額の負担を強いる同制度が導入されれば、影響を受ける人の数は計り知れない。

令和4年10月にアニメ業界で働くフリーランスを対象に実施した民間調査結果によると、約25%が同制度の実施を契機として廃業を決定または廃業する可能性があると回答しており、生み出す商品やサービスの中身以前にインボイスの有無が取引基準になる同制度は、長引くコロナ禍や異常な物価高騰により大打撃を受けている業種に一層の追い打ちをかけるとともに、更なる廃業を助長し、産業の衰退を加速させるものにほかならない。

こうした中、全国の自治体では同制度の中止や延期・見直しなどを国に求める意見書が令和5年6月議会だけでも33自治体で相次いで採択され、以前に採択した自治体と合わせて36都道府県207自治体に達している。

また、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心になって集めた同制度の反対署名は、令和5年9月26日時点で533,880人分になるなど、同制度の導入が国民から受け入れられていないことは明白である。

よって国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、同制度の実施を中止することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

意見書案第13号

福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年10月10日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水（ALPS処理水）の海洋
放出中止を求める意見書

政府は、本年8月22日、東京電力福島第一原子力発電所から発生した汚染水を多核種除去設備（ALPS）によって処理したALPS処理水の海洋放出について決定し、同月24日より海洋放出が開始された。

核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水は、ALPSで処理しても、トリチウムが除去できないだけでなく、それ以外のセシウム、ストロンチウムなどの放射性物質についても国の規制基準を下回るとはいえ含まれている。

平成27年8月、政府と東京電力は、福島県漁業協同組合連合会に対し、東京電力福島第一原子力発電所から発生する汚染水について、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない、と文書により約束を交わしているが、今般の政府の海洋放出の決定にあたって、全国漁業協同組合連合会は、漁業者や国民の理解を得られない海洋放出に反対する立場は変わらないと表明している。

直近の報道機関の世論調査では、海洋放出に関する政府の説明について、不十分と回答した人は81.9%に上り、国民の理解を得られているとは言い難い。

地方議会においても、福島県内のおよそ4割に当たる23の市町村議会が海洋放出に関する意見書を可決し、方針の撤回や反対、陸上保管、風評被害対策や丁寧な説明等を国に対して求めている。

また、国連人権理事会の普遍的・定期的レビューの日本に対する第4回審査において、処理水の放出は太平洋諸島フォーラムの独自評価の結果を待つこと、太平洋の人々と生態系を守るよう代替案を策定すること、安全性について満足がいく科学的根拠を更に示すことなく処理水の放出は行わないことなど、6か国から12の勧告を受けている。

よって、国におかれては、モルタル固化や大型タンク保管、広域の遮水壁の設置等についての真剣な検討と対策を行い、海洋放出を直ちに中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

福島原発事故再生総括担当大臣